

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定..... (医務薬務課) 1

告 示

北海道告示第580号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和元年8月30日から施行する。

令和元年8月29日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物として指定する物

- 1 N-フェニル-N- [1- (2-フェニルエチル) ピペリジン-4-イル] シクロペンタンカルボキサミド及びその塩類
- 2 5-ペンチル-2- (2-フェニルプロパン-2-イル) -1H-ピリド [4, 3-b] インドール-1-オン及びその塩類
- 3 5- (5-フルオロペンチル) -2- (2-フェニルプロパン-2-イル) -1H-ピリド [4, 3-b] インドール-1-オン及びその塩類